

定期監査報告書

小・中学校・教育センター

1. 監査の実施日 令和4年5月17日（火）

2. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

福光南部小学校、福光中部小学校、福光東部小学校、福光中学校、吉江中学校、
教育センター

4. 監査の方法

小・中学校・教育センターについては、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書
地域包括医療ケア部

1. 監査の実施日 令和4年6月17日（金）

2. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

地域包括医療ケア部

地域包括ケア課、地域包括支援センター、福祉課、健康課、
保健センター（平含む）

4. 監査の方法

地域包括医療ケア部については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

ブランド戦略部、会計課、監査委員事務局

1. 監査の実施日 令和4年9月16日（金）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

ブランド戦略部

農政課、林政課、商工企業立地課、交流観光まちづくり課、

文化・世界遺産課

会計課、監査委員事務局

4. 監査の方法

ブランド戦略部、会計課、監査委員事務局については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

総合政策部、総務部

1. 監査の実施日 令和4年10月18日（火）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

総合政策部

政策推進課、情報政策課、エコビレッジ推進課

総務部

総務課、財政課、行革・施設管理課、選挙管理委員会、公平委員会

4. 監査の方法

総合政策部、総務部については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認めるが、検討又は改善を求める事項は次のとおりである。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

6. 意見

（行革・施設管理課）

第三セクターは「南砺市第三セクター改革プラン」において、業務の効率化、経営責任の明確化、人事管理・給与の適正化に取り組むなど、自らの経営状況を分析し、抜本的な経営改革に取り組まなければならないことが示されているが、市の支援に頼らない自立した法人を目指すために市として積極的に経営改善を促し、令和7年度までに確実に改革を進めることを求める。また、毎年度の点検評価の結果を基に、経営状態の改善が認められず、逆に悪化している状態が続く場合は、財政的関与の打ち切りを実施されたい。

定期監査報告書

教育部、保育園、子育て支援センター

1. 監査の実施日 令和4年11月18日（金）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

教育部、保育園、子育て支援センター

教育総務課、生涯学習スポーツ課、こども課、福光どんぐり保育園、
福光南部あおぞら保育園、福光東部かがやき保育園、
子育て支援センターにここに

4. 監査の方法

教育部、保育園、子育て支援センターについては、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

ふるさと整備部、議会事務局

1. 監査の実施日 令和4年12月19日（月）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

ふるさと整備部

建設整備課、建設維持課、利賀ダム対策室、上下水道課

議会事務局

4. 監査の方法

ふるさと整備部、議会事務局については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

市民協働部、市民センター

1. 監査の実施日 令和5年1月18日（水）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

市民協働部

市民課、税務課、生活環境課、南砺で暮らしませんか課、地域振興室

市民センター

城端市民センター、井波市民センター、福野市民センター、

福光市民センター

4. 監査の方法

市民協働部、市民センターについては、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書
地域包括医療ケア部

1. 監査の実施日 令和5年2月17日（金）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

地域包括医療ケア部

医療課、南砺市民病院、公立南砺中央病院

4. 監査の方法

地域包括医療ケア部については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。